

鹿屋市一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市一時預かり事業補助金交付要綱（平成25年鹿屋市告示第182号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第5項に」を「第5項の」に改める。

第4条第1項中「平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成27年9月11日付け府子本第277号）」を「子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

年度一時預かり事業（一般型）実施計画書

保育所名	開所 日数 (年間)	一時 預かり の定員	開所時間		延べ利用児童数													基準額 円	
					4月 人	5月 人	6月 人	7月 人	8月 人	9月 人	10月 人	11月 人	12月 人	1月 人	2月 人	3月 人	合計 人		
			開始時間：		特別支援児童 以外の児童														
			終了時間：		特別な 支援を 要する 児童	障がい児													
					多胎児														
			開所時間：		計														

専任職員	(1)	全て保育士又は1日当たり平均 利用児童数おおむね3人以下の 施設において保育士とみなされ た家庭的保育者と同等の研修を 修了した者
	(2)	(1) 以外

年間延べ利用児童数(人)	補助基準額	特別な支援を要する児童利用加算
1 ~ 299		
300 ~ 899		
900 ~ 1,499		
1,500 ~ 2,099		
2,100 ~ 2,699		
2,700 ~ 3,299		
3,300 ~ 3,899		

基本区分分・特別支援児童加算			年間延利用児童数		補助基準額		基本分補助基準額
年間延べ利用児童数2,000人超（休日分を除く。）			①+②+③		人		
在籍園児	平日	①		人	(①× 400円)	円	円
	長期休業日（8時間未満）	②		人	(②× 400円)	円	
	長期休業日（8時間以上）	③		人	(③× 800円)	円	
	休日分（土日祝等）	④		人	(④× 800円)	円	
	在籍園児以外	⑤		人	(⑤× 800円)	円	
	特別な支援を要する児童	⑥		人	(⑥× 4,000円)	円	
年間延べ利用児童数2,000人以下（休日分を除く。）			①+②+③		人		
在籍園児	平日	①		人		円	
	長期休業日（8時間未満）	②		人	(②× 400円)	円	
	長期休業日（8時間以上）	③		人	(③× 800円)	円	
	休日分（土日祝等）	④		人	(④× 800円)	円	
	在籍園児以外	⑤		人	(⑤× 800円)	円	
	特別な支援を要する児童	⑥		人	(⑥× 4,000円)	円	

長時間加算区分			年間延利用児童数		補助基準額		長時間加算分補助基準額	
在籍園児	平日の教育時間との合計が8時間を越えた利用	2時間未満	a	①	人	(a× 150円)	円	円
		3時間未満	b		人	(b× 300円)	円	
		3時間以上	c		人	(c× 450円)	円	
	長期休業日のうち4時間を越え、8時間未満の利用	2時間未満	d	②	人	(d× 100円)	円	
		3時間未満	e		人	(e× 200円)	円	
		3時間以上	f		人	(f× 300円)	円	
	長期休業日のうち8時間を越えた利用	2時間未満	g	③	人	(g× 150円)	円	
		3時間未満	h		人	(h× 300円)	円	
		3時間以上	i		人	(i× 450円)	円	
	休日（土日祝日等）のうち8時間を越えた利用	2時間未満	j	④	人	(j× 150円)	円	
		3時間未満	k		人	(k× 300円)	円	
		3時間以上	l		人	(l× 450円)	円	
在籍園児以外	8時間を越えた利用	2時間未満	m+p	⑤	人	((m+p)× 150円)	円	
		3時間未満	n+q		人	((n+q)× 300円)	円	
		3時間以上	o+r		人	((o+r)× 450円)	円	

年間実施日数	平日	長期休業	休日	合計

補助基準額（基本分+長時間加算）	円
------------------	---

年度 鹿屋市一時預かり事業(幼稚園型)実施計画書②

施設名

保育体制充実加算

--

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者割合	
----------------------	--

【要件】

① 平日及び長期休業中の双方において、11時間以上の預かりを実施している。

①又は②の該当しているものに○を記載

② 平日及び長期休業中の双方において、9時間以上の預かりを実施するとともに、休日において40日以上を預かりを実施している。

③ 年間延べ利用児童者数(平日・長期休業中・休日)が2,000人超の施設である。

④ 配置基準に基づいて配置する教育・保育従事者が、全て要件を満たしている:○ 保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者であり、要件を満たしていない:× 教育・保育従事者の数が2人以上である。

⑤ 教育・保育従事者のおおむね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数が2人以上である。

}		
}		
}		
}		
}		

・一時預かり(幼稚園型)事業 年平均年齢別配置基準職員数

--

・一時預かり事業(幼稚園型)専任配置職員

氏名	職種

氏名	職種

補助基準額

(基本分+長時間加算)

保育体制充実加算

	円	+		円	=		補助基準額		円
--	---	---	--	---	---	--	-------	--	---

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第8条、第9条関係」を「第7条、第8条関係」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

年度一時預かり事業（一般型）実施状況調書

保育所名	開所 日数 (年間)	一時 預かり の定員	開所時間		延べ利用児童数													基準額 円	
					4月 人	5月 人	6月 人	7月 人	8月 人	9月 人	10月 人	11月 人	12月 人	1月 人	2月 人	3月 人	合計 人		
			開始時間：		特別支援児童 以外の児童														
			終了時間：		特別な 支援を 要する 児童	障がい児													
						多胎児													
			開所時間：		計														

専任職員	(1)	全て保育士又は1日当たり平均 利用児童数おおむね3人以下の 施設において保育士とみなされ た家庭的保育者と同等の研修を 修了した者
	(2)	(1)以外

年間延べ利用児童数(人)	補助基準額	特別な支援を要する児童利用加算
1 ～ 299		
300 ～ 899		
900 ～ 1,499		
1,500 ～ 2,099		
2,100 ～ 2,699		
2,700 ～ 3,299		
3,300 ～ 3,899		

基本区分・特別支援児童加算			年間延利用児童数		補助基準額		基本分補助基準額	
年間延べ利用児童数2,000人超（休日分を除く。）			①+②+③		人			
在籍園児	平日	①	人	(①×400円)	円		円	
	長期休業日（8時間未満）	②	人	(②×400円)	円			
	長期休業日（8時間以上）	③	人	(③×800円)	円			
	休日分（土日祝等）	④	人	(④×800円)	円			
	在籍園児以外	⑤	人	(⑤×800円)	円			
	特別な支援を要する児童	⑥	人	(⑥×4,000円)	円			
年間延べ利用児童数2,000人以下（休日分を除く。）			①+②+③		人			
在籍園児	平日	①	人	円				円
	長期休業日（8時間未満）	②	人	(②×400円)	円			
	長期休業日（8時間以上）	③	人	(③×800円)	円			
	休日分（土日祝等）	④	人	(④×800円)	円			
	在籍園児以外	⑤	人	(⑤×800円)	円			
	特別な支援を要する児童	⑥	人	(⑥×4,000円)	円			

長時間加算区分			年間延利用児童数		補助基準額		長時間加算分補助基準額	
在籍園児	平日の教育時間との合計が8時間を越えた利用	2時間未満	a	①	人	(a×150円)	円	円
		3時間未満	b		人	(b×300円)	円	
		3時間以上	c		人	(c×450円)	円	
	長期休業日のうち4時間を越え、8時間未満の利用	2時間未満	d	②	人	(d×100円)	円	
		3時間未満	e		人	(e×200円)	円	
		3時間以上	f		人	(f×300円)	円	
	長期休業日のうち8時間を越えた利用	2時間未満	g	③	人	(g×150円)	円	
		3時間未満	h		人	(h×300円)	円	
		3時間以上	i		人	(i×450円)	円	
	休日（土日祝日等）のうち8時間を越えた利用	2時間未満	j	④	人	(j×150円)	円	
		3時間未満	k		人	(k×300円)	円	
		3時間以上	l		人	(l×450円)	円	
在籍園児以外	8時間を越えた利用	2時間未満	m+p	⑤	人	((m+p)×150円)	円	
		3時間未満	n+q		人	((n+q)×300円)	円	
		3時間以上	o+r		人	((o+r)×450円)	円	

年間実施日数	平日	長期休業	休日	合計	補助基準額（基本分+長時間加算）	円

保育体制充実加算

--

該当の有無 ※該当する場合は「有」を選択	
-------------------------	--

保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者割合	
----------------------	--

【要件】

- ① 平日及び長期休業中の双方において、11時間以上の預かりを実施している。
- ② 平日及び長期休業中の双方において、9時間以上の預かりを実施するとともに、休日において40日以上を預かりを実施している。
- ③ 年間延べ利用児童者数(平日・長期休業中・休日)が2,000人超の施設である。
- ④ 配置基準に基づいて配置する教育・保育従事者が、全て要件を満たしている:○ 保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者であり、要件を満たしていない:× 教育・保育従事者の数が2人以上である。
- ⑤ 教育・保育従事者のおおむね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数が2人以上である。

①又は②の該当しているものに○を記載

}	
}	

・一時預かり(幼稚園型)事業 年平均年齢別配置基準職員数

--

・一時預かり事業(幼稚園型)専任配置職員

氏名	職種

氏名	職種

補助基準額

(基本分+長時間加算)

保育体制充実加算

	円	+		円	=	補助基準額		円
--	---	---	--	---	---	-------	--	---

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。